

2026年第21回宇宙法模擬裁判日本大会規則

第一章 総則

(目的)

第一条 宇宙法模擬裁判日本大会（以下「本大会」という。）は、宇宙法を題材とした模擬裁判に取り組むことを通して、法曹界、学界、ビジネス界、政・官界その他の意欲的な活動が必要とされる職業に従事することを希望する学生の能力向上を支援するとともに、宇宙法の知識を普及し、理解を増進させ、宇宙活動における法の重要性に対する意識の向上を図ることを目的とする。

2 この規則（以下「本規則」という。）は、本大会の公正かつ円滑な運営を確保するため、本大会に関する事項を定め、もって同条第一項に掲げる本大会の目的を達成することを目的とする。

(大会組織)

第二条 本大会は、宇宙法模擬裁判日本大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）により開催・運営される。実行委員会は、大会の開催・運営に関する事項の最終決定権を有する。

2 実行委員会は、本規則に規定される通知を Web サイト、電子メール又は Discord によって行う。

(使用言語と開催形式)

第三条 本大会は、日本語の部及び英語の部で構成される。

2 日本語の部の書面及び口頭弁論においては、次に掲げる事項除き、日本語を使用しなければならない。
一 問題文上の架空の固有名詞
二 その他特定の言語で表現することが一般的であるもの
3 英語の部においては、前項第二号に掲げる事項を除き、英語を使用しなければならない。

(問題)

第四条 問題は、本大会が開催される時に公開されている最新の IISL Space Law Manfred Lachs Space Law Moot Court Competition の問題（Corrections and Clarifications を含む。）を用いる。正文は、IISL 公式 Web サイトに掲載されている英語の問題文とする。

- 2 実行委員会は、遅滞なく、問題の和訳を Web サイト上で公開する。ただし、問題の和訳は、補助的なものであって、正文の意味にいかなる影響も与えない。
- 3 Corrections and Clarifications が、第九条第二項により実行委員会が定める日時の十日前までに公表されなかったときは、登録チームは、書面にこれを反映していないことを通知することができる。
- 4 Corrections and Clarifications が、口頭弁論が行われる日の十日前までに公表されなかつた場合においては、第一項の規定中、「IISL Space Law Manfred Lachs Space Law Moot Court Competition の問題 (Corrections and Clarifications を含む。)」とあるのは、「IISL Space Law Manfred Lachs Space Law Moot Court Competition の問題 (Corrections and Clarifications を含まない。)」と読み替える。

(解釈及び適用)

第五条 実行委員会は、本規則の解釈及び適用の最終決定権を有する。

第二章 参加

(大会への参加資格)

第六条 日本の大学の学士課程の学生又は日本の大学院の修士課程（専門職大学院にあっては修士に相当する課程）の学生（以下、「参加適格者」と総称する。）によって構成される団体（以下、「参加適格団体」という。）は、本大会への参加資格を有する。

- 2 参加適格団体は、日本語の部及び英語の部それぞれについて、六名以下のその構成員からなるチームを編成することができる。ただし、構成員が、日本語の部及び英語の部それぞれのチームを兼任することを妨げない。
- 3 各チームは、二名以上四名以下の弁論者がいなければならない。
- 4 参加適格団体は、同一の大学又は大学院に所属する参加資格保有者から構成されることを要しない。
- 5 参加適格者は、複数の参加適格団体の構成員として本大会に関与してはならない。

(参加手続)

第七条 本大会への参加を希望する参加適格団体は、実行委員会の定める期日までに、本大会に関与する構成員及び前条第二項により編成したチームを登録（登録内容の変更を含む。）し、登録料の振込みをしなければならない。参加辞退をした場合であっても、振り込まれた登録料は原則返還されない。

- 2 実行委員会は、遅滞なく、登録が完了したチーム（以下、「登録チーム」という。）にチームナンバーを割り振り、そのチームナンバーをそのチームの属する参加適格団体に通知する。
- 3 登録料及び振込先は、実行委員会により決定される。
- 4 参加適格団体は、実行委員会が定める期日までに、日本語の部及び英語の部それぞれについて、原告弁論者及び被告弁論者を登録しなければならない。参加適格団体は、実行委員会が定める期日までは、その登録の内容を変更することができる。

（協力行為の禁止）

- 第八条** 前条第一項により登録された参加適格団体の構成員は、書面の作成、弁論の練習その他の本大会に関わる活動をするにあたり、登録された当該参加適格団体の他の構成員又は次条により届け出たコーチ以外の者との間で情報交換その他の一切の協力行為をしてはならない。
- 2 前項の規定は、本大会に出場する他の参加適格団体の構成員と同一のチームを組成して IISL Space Law Manfred Lachs Space Law Moot Court Competition に出場する場合、その他正当な理由があると実行委員会が判断した場合には、実行委員会がその都度指定した範囲の活動については適用しない。

（コーチ制度）

- 第八条の二** 参加適格団体は、実行委員会に届け出て、コーチを置くことができる。
- 2 コーチは、大会の公平及び公正を害さない範囲において、本大会にかかる参加適格団体の活動を指導することができる。

（AI ツールの使用制限）

- 第八条の三** 本大会の目的に鑑み、自らの知識、分析及び表現による参加を確保するため、参加適格団体は、AI ツール（生成 AI を含む。）を、書面及び口頭弁論の主要な構成要素の作成に用いてはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、AI ツールが、語学的な支援（校正、文法修正及び言語の洗練）又は調査の補助（資料や関連法概念の特定）といった支援的な用途に限り使用されることを妨げない。
 - 3 本条の違反は、第二十七条の規定にかかわらず、書面及び弁論得点の減点の対象となる。

第三章 書面

（書面とその提出）

第九条 登録チームは、日本語の部及び英語の部のうち、参加する部それぞれについて、原告・被告双方の書面を作成しなければならない。ただし、日本語の部及び英語の部それぞれの書面の内容が異なることを妨げない。

- 2 登録チームは、Discord 上で、実行委員会の指定する日時までに、実行委員会の指定する方法で、作成者が特定される要素を含まない Word ファイル (.docx) で、前項の書面をそれぞれ各一部ずつ提出しなければならない。
- 3 前項の提出が期日までに行われていないときは、実行委員会は、速やかに、その登録チームにその旨を通知する。

(日本語の部の書面形式)

第一〇条 日本語の部における書面の形式は、以下に掲げる通りとする。

- 一 文字のサイズ一二ポイント
 - 二 書体 日本語は MS 明朝、英語は Times New Roman
 - 三 用紙のサイズ A4 版
 - 四 余白 上下左右それぞれ二・五センチメートル以上
 - 五 行間一行
- 2 書面とその Word ファイル (.docx) には、チームナンバーを除き、個人名、所属の機関その他の作成者が特定される要素を一切記載してはならない。
 - 3 書面は、次の各号に掲げる要素から、その順序で構成されなければならない。ただし、略称の一覧を作成することを妨げない。略称の一覧を作成した場合には、次の第一号と第二号に掲げる要素の間に挿入しなければならない。
 - 一 表紙
 - 二 目次
 - 三 参考資料索引
 - 四 請求項目
 - 五 事実概要
 - 六 主張概要
 - 七 脚注を含めた主張
 - 八 法廷への請求
 - 4 次の各号に掲げる要素は、それぞれ当該各号に掲げる方法で記載されなければならない。
 - 一 前項第一号及び第八号 附属書IIに定める方法
 - 二 前項第三号 書面に記載されたすべての参考資料及びそれらの参考箇所が特定できる方法

- 三 前項第五号 問題文に記載のある事実とそれを基にする推論のみを摘示し、根拠のない事実、曲解された事実、法的議論の結論その他事実の概要として不適当な事項を記載しない方法
- 四 前項第六号 単なる請求の見出しではなく、前項第七号全文の趣旨を要約する方法
- 五 前項第七号 原告・被告それぞれについて、その字数が Microsoft Word の文字カウント機能に従って二万「単語」(脚注その他の文字を含む) 以内となる方法かつ、一般的に認められている方式で付された脚注が本文における主張や命題の根拠を特定する方法
- 5 登録チームは、前条第二項により日本語の部の書面を提出するときは、それらの Word ファイル (.docx) 名を、原告・被告の区別に従って、「【チームナンバー】原告」及び「【チームナンバー】被告」に、その電子メールの件名を「【チームナンバー】宇宙法模擬裁判日本大会（日本語の部）書面提出」としなければならない。

(英語の部の書面形式)

第一〇条の二 英語の部における書面の形式は、以下に掲げる通りとする。

- 一 文字のサイズ一二ポイント
- 二 書体 Times New Roman
- 三 用紙のサイズ A4 版
- 四 余白 上下左右それぞれ二・五センチメートル以上
- 五 行間 二行
- 2 書面とその Word ファイル (.docx) には、チームナンバーを除き、個人名、所属の機関その他の作成者が特定される要素を一切記載してはならない。
- 3 書面は、次の各号に掲げる要素から、その順序で構成されなければならない。ただし、List of Abbreviation を作成することを妨げない。List of Abbreviation を作成した場合は、次の第一号と第二号に掲げる要素の間に挿入しなければならない。
 - 一 Cover page
 - 二 Table of Contents
 - 三 Table of Authorities
 - 四 Questions Presented
 - 五 Statement of Facts
 - 六 Summary of Arguments
 - 七 Argument including footnotes
 - 八 Submissions to the Court
- 4 次の各号に掲げる要素は、それぞれ当該各号に掲げる方法で記載されなければならない。
 - 一 前項第一号及び第八号 附属書 II に定める方法

- 二 前項第三号 書面に記載されたすべての参考資料及びそれらの参考箇所が特定できる方法
 - 三 前項第五号 問題文に記載のある事実とそれを基にする推論のみを摘示し、根拠のない事実、曲解された事実、法的議論の結論その他事実の概要として不適当な事項を記載しない方法
 - 四 前項第六号 単なる請求の見出しではなく、前項第七号全文の趣旨を要約する方法
 - 五 前項第七号 原告・被告それぞれについて、その字数が Microsoft Word の文字カウント機能に従って 9000 「単語」以内（脚注を含む。）となる方法かつ、一般的に認められている方式で付された脚注が本文における主張や命題の根拠を特定する方法
- 5 登録チームは、第九条第二項により英語の部の書面を提出するときは、それらの Word ファイル（.docx）名を、原告・被告の区別に従って、「【チームナンバー】 Applicant」及び「【チームナンバー】 Respondent」に、その電子メールの件名を「【チームナンバー】 宇宙法模擬裁判日本大会（英語の部）書面提出」としなければならない。

（書面の評価）

- 第一一条** 実行委員会は、宇宙法及び国際法の研究者、法曹実務家その他の有識者を招聘し、書面裁判官に任命する。
- 2 書面裁判官は得点を公式得点表に記入しなければならず、実行委員会は、本大会が終了した時から一年を経過するまでの間は、その公式得点表を保存する。
 - 3 書面裁判官は、各書面を、○点から五〇点の範囲で採点する。
 - 4 書面裁判官は、次の各号に掲げる要素を考慮して、書面を採点しなければならない。
 - 一 オーソリティの使用およびリサーチの広範性
 - 二 事案についての諸事実（第四条第三項の通知があった場合においては、Corrections and Clarifications を除く。）および適用される法原則への理解
 - 三 適切かつ明確な分析（論理性、推論、独創性、説得力及び説得力を含む）
 - 四 明快性及び構成
 - 五 文法及び文体
 - 5 書面裁判官は、採点した書面について、採点に関する講評を付さなければならない。

第四章 口頭弁論総則

（口頭弁論における手続）

- 第一二条** 第四章は、開催方式にかかわらず、口頭弁論の審理において適用される。
- 2 口頭弁論は、国際司法裁判所において行われることを想定する。

- 3 弁論は、原告の主弁論、被告の主弁論、原告の反論、被告の再反論の順序で行う。主弁論は二名の弁論者によって行われる。反論・再反論は、原告・被告の主弁論を行った者のうち任意の一名によって行われる。
- 4 口頭弁論の審理における法廷の構成は、以下の通りとする。
 - 一 裁判長一名と二名以下の裁判官（以下「弁論裁判官」と総称する。）。
 - 二 タイムキーパー
 - 三 廷吏
- 5 原告・被告には、それぞれ四五分（反論又は再反論の時間を含む。）が、弁論時間として割り当てられる。ただし、裁判長は、弁論者の申立て又は職権により、弁論時間を、相当と認められる範囲で延長することができる。
- 6 弁論裁判官は、口頭弁論の評価のために、弁論中の弁論者に対して質問をすることができる。
- 7 裁判長は、法廷における秩序を維持するため、在廷している者に対し、必要な命令を下すことができる。

（口頭弁論の評価）

- 第一三条 実行委員会は、宇宙法及び国際法の研究者、法曹実務家その他の有識者を招聘し、弁論裁判官に任命する。特定の登録チームとの間に、公平な採点を期待できないような関係を有すると実行委員会が認める者は、その登録チームのメンバーが弁論者となる法廷において弁論裁判官になることはできない。
- 2 弁論裁判官は得点を公式得点表に記入しなければならず、実行委員会は、本大会の決勝ラウンドが終了した時から一年を経過するまでの間は、その公式得点表を保存する。
 - 3 弁論裁判官は、各弁論者の弁論を、○点から五〇点の範囲で採点する。
 - 4 弁論裁判官は、次の各号に掲げる項目について、弁論を採点しなければならない。
 - 一 理解度 論点の適切かつ明確な分析
 - 二 一貫性 裁判官からの質問に対する応答
 - 三 明快性 論理と推論の説得力、文法、表現方法
 - 四 独創性 独創的な発想の証拠
 - 五 弁論態度 落ち着き、態度、時間管理、体系的整理
 - 5 本規則の規定により一方当事者のみの口頭弁論が行われるときは、弁論裁判官は、可能な限り、不在の当事者が出席して主張を行ったかのように弁論を採点しなければならない。

（法廷の撮影又は録画）

第一四条 すべての登録チームは、実行委員会及び日本宇宙法学生会議が法廷を撮影又は録画することに同意したものとみなす。ただし、その撮影又は録画に反対の意思を表示したときは、この限りでない。

第五章 対面方式

(対面方式の口頭弁論)

第一五条 第五章の規定は、対面方式で開催される場合の口頭弁論の審理において適用される。

(出廷メンバー)

第一六条 登録チームのメンバーのうち出廷することができる者（以下この章において「出廷メンバー」という。）は、弁論者が一名又は二名、補佐人が一名以下とする。

2 出廷メンバーは、原告席・被告席へ一切の電子機器（通信機能を有するか否かを問わない。）その他法廷にふさわしくないものを持ち込んではならない。ただし、実行委員会が特に認めた場合は、この限りでない。

(意思疎通)

第一七条 出廷メンバーは、次の各号に掲げる場合を除き、いかなる者との間でも、意思疎通を現にし、又は意思疎通を図ってはならない。

一 裁判官との間で、弁論により意思疎通をとる場合
二 原告席・被告席において、同じチームの他の出廷メンバーとの間で、書面により意思疎通をとる場合
2 出廷メンバーは、弁論裁判官、裁判官補佐、廷吏及びタイムキーパーに対し、自らの所属する大学名又は大学院名が明らかになるような行為を控えなければならない。

(欠席及び遅刻)

第一八条 次に掲げる場合には、一方の登録チームのみの口頭弁論が行われる。

一 開廷から三〇分が経過しても、他方の登録チームが出廷しないとき
二 実行委員会が、具体的な事情を考慮して、他方の登録チームが出廷する見込みがないと判断したとき
2 次に掲げる場合において、第七条第四項により登録した弁論者が一人しか出廷しなかったときは、その弁論者は口頭弁論を行い、弁論裁判官による採点を受けることができる。この場合において、病気、怪我、事故、その他実行委員会が認める正当な理由があるときは、他方の弁論者の法廷弁論素点は、出廷した弁論者の法廷弁論素点とする。

- 一 開廷から三〇分が経過しても他方の弁論者が出廷しないとき
 - 二 実行委員会が、具体的な事情を考慮して、他方の弁論者が出廷する見込みがないと判断したとき
 - 三 出廷している弁論者が、柱書の適用を受けることを要求したとき
- 3 第七条第四項により登録した弁論者のいずれか又は双方が出廷に遅刻した場合には、その遅刻に相当する時間を、当該試合における当該弁論者の属する登録チームの弁論時間から差し引く。

第六章 オンライン方式

(オンライン方式の口頭弁論)

第一九条 第六章の規定は、オンライン方式で開催される場合の口頭弁論の審理において適用される。

(出廷メンバー)

第二〇条 法廷で弁論を行うそれぞれの登録チームのすべてのメンバー（以下この章において「出廷メンバー」という。）は、出廷することができる。そのうち、弁論者は、二名でなければならない。

(意思疎通)

第二一条 出廷メンバーは、次の各号に掲げる場合を除き、いかなる者との間でも、意思疎通を現にし、又は意思疎通を図ってはならない。

- 一 裁判官との間で、弁論により意思疎通をとる場合
 - 二 弁論中ではない出廷メンバーとの間で意思疎通をとる場合
- 2 出廷メンバーは、他の出廷メンバーのみと同室することができる。
- 3 出廷メンバーは、弁論裁判官、裁判官補佐、廷吏及びタイムキーパーに対し、自らの所属する大学名又は大学院名が明らかになるような行為を控えなければならない。

(カメラ及びマイクの設定)

第二二条 弁論裁判官は、弁論者がその顔を見る能够ないように、可能な限りカメラの位置や向きを調節しなければならない。

- 2 弁論中の出廷メンバーは、弁論裁判官がその顔を見る能够ないように、可能な限りカメラの位置や向きを調節しなければならない。
- 3 出廷メンバーは、弁論を行う場合又は弁論裁判官に発言を求められた場合を除き、自らのマイクをミュートにしなければならない。

(欠席と通信技術上の問題)

第二三条 第七条第四項で登録した弁論者その他のチームメンバーが通信技術上の問題により入廷できていないときは、その登録チームは、速やかに、その旨を実行委員会に通知しなければならない。

- 2 三〇分を過ぎても第七条第四項で登録した弁論者いずれもが入廷できていないときは、一方当事者のみの口頭弁論が行われる。
- 3 三〇分を過ぎても第七条第四項で登録した弁論者が一人しか出廷しなかったときは、その弁論者は口頭弁論を行い、弁論裁判官による採点を受けることができる。この場合において、他方の弁論者の法廷弁論素点は〇点とする。
- 4 第七条第四項で登録した弁論者が弁論を行っているときに、その弁論者に通信技術上の問題が生じ、弁論を続けることができない場合には、裁判長は、口頭弁論手続を一時中断する。一時中断がされた時から三〇分が経過してもその問題が解決していないときは、その弁論者による弁論を中止し、次の弁論者が弁論を行う。この場合において、弁論が中止された弁論者の法廷弁論素点は〇点とするが、他方当事者は問題が発生するまでにされた主張を前提として弁論を行うことができる。
- 5 裁判長を除く弁論裁判官に通信技術上の問題が発生した場合に、次の各号のいずれかに当たるときは、その弁論裁判官は採点してはならない。
 - 一 裁判長が口頭弁論を一時中断し、一五分経過したが、その問題が解決していないとき
 - 二 前号の一時中断がされた時から一五分を経過しない間にその問題が解決されたが、その弁論裁判官が、その問題の影響が甚大で、公平に採点できないと考えたとき
- 6 前項第一号の場合において、その問題が解決したときは、その弁論裁判官は、弁論裁判官として、弁論者に質問をすることができる。
- 7 裁判長に通信技術上の問題が発生した場合に、残りの弁論裁判官のいずれかが、口頭弁論手続き一時中断する。一時中断がされた時から二〇分経過してもその問題が解決していない場合は、裁判長は辞退したものとみなされ、残りの弁論裁判官のいずれかが裁判長となり、その裁判長が口頭弁論手続を再開する。この場合において、辞退した裁判長は、採点してはならない。一時中断がされた時から二〇分を経過しない間にその問題が解決された場合に、裁判長がその問題の影響が甚大で公平に採点できないと考えたときは、その裁判長は採点を辞退しなければならない。
- 8 前項第二段の場合において、その問題が解決したときは、問題が発生した裁判長は、裁判長ではなくなるが、弁論裁判官として、弁論者に質問をすることができる。

第七章 進行手続

(予選ラウンド)

第二四条 登録チームは、日本語の部若しくは英語の部又はその両方の予選ラウンドに出

場し、原告・被告としてそれぞれの部において一試合以上で口頭弁論を行う。

- 2 予選ラウンドの組み合わせは、実行委員会の無作為抽選によって決定する。ただし、同一チーム同士が二回以上対戦するような組み合わせが生じたときは、実行委員会は、組合せに必要な変更を加える。

(決勝ラウンド)

第二五条 実行委員会は、日本語の部及び英語の部それぞれについて、本大会の目的の達成に資すると認める場合に、決勝ラウンドを行う。予選ラウンドにおいて合計点数の順位で一位となった登録チーム及び二位となった登録チームが、決勝ラウンドで口頭弁論を行う。

- 2 原告・被告の組み合わせは、コイントスにより決定される。コイントスをする場合に、一位の登録チームが、コインの裏表の選択権を有する。
- 3 決勝ラウンドの勝者は、裁判官の協議によって決する。

第八章 得点集計

(得点)

第二六条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 書面素点 書面裁判官が、第一一条第三項及び第四項に従って採点したものという。二人以上の書面裁判官が採点する場合には、それらの裁判官の採点結果の平均をいう。
- 二 原告書面点数 原告の書面の書面素点から、第二七条第一項に従って減点したものという。
- 三 被告書面点数 被告の書面の書面素点から、第二七条第一項に従って減点したものという。
- 四 書面点数 原告書面点数と被告書面点数を総和したものという。
- 五 法廷弁論素点 次に掲げる場合に、それぞれア、イ、ウ及びエが定める点数をいう。
 - ア 同一法廷の弁論裁判官が四人以上の場合 それぞれの弁論裁判官が第一三条第三項及び第四項に従って採点したものとし、それらの合計点数から三を減じたものを分母とし、三を分子とする分数を乗じた点数

- イ 同一法廷の弁論裁判官が三人の場合 それぞれの弁論裁判官が第一三条第三項及び第四項に従って採点したものを総和した点数
 - ウ 同一法廷の弁論裁判官が二人の場合 それぞれの弁論裁判官が第一三条第三項及び第四項に従って採点したものに一・五を乗じて導出される点数
 - エ 同一法廷の弁論裁判官が一人の場合 その弁論裁判官が第一三条第三項及び第四項に従って採点したものに三を乗じて導出される点数
- 六 法廷弁論点数 法廷弁論素点から、第二七条に従って減点したものをいう。
- 七 弁論点数 予選ラウンドの法廷弁論点数を総和したものをいう。
- 八 チーム弁論点数 登録チームの弁論者すべての弁論点数を総和したものをいう。
- 九 合計点数 書面点数とチーム弁論点数を総和したものをいう。

(罰則)

- 第二七条** 実行委員会は、登録チームが本規則に定める義務に違反したときは、附属書Iに従い、その登録チームの書面素点又は弁論素点からの減点、その他不利益処分を行う。ただし、書面に関する義務違反による減点が五点以上となる場合であっても、書面素点の減点の上限は五点とする。
- 2 登録チームは、次の各号に掲げる事項について、当該各号が定める期限までに、実行委員会に対して違反申請を行うことができる。
- 一 対戦予定の登録チームの書面 実行委員会の定める期限
 - 二 対戦した登録チームの口頭弁論 その試合が終了した時から一〇分を経過するまでの間
- 3 口頭弁論における義務違反の有無についての認定及び減点は、職権又は当事者の申請により、当該口頭弁論を担当した裁判官が決定する。
- 4 登録チームは、実行委員会が定める期限までに、自らへの罰則の適用について、実行委員長に対して異議申立てを行うことができる。
- 5 前項の異議申立ては、実行委員長が裁決をする。ただし、やむを得ない事由があるときは、実行委員長に代わって、事前に指定された実行委員長代理が裁決をする。

(順位)

- 第二八条** 各弁論者は、最も高い弁論点数から最も低い弁論点数へと順位づけられる。
- 2 各登録チームの原告書面は、最も高い原告書面点数から最も低い原告書面点数へと順位づけられる。各登録チームの被告書面は、最も高い被告書面点数から最も低い被告書面点数へと順位づけられる。

(結果報告)

第二九条 実行委員会は、本大会終了後、速やかに、書面素点及び弁論素点並びに裁判官の講評を各登録チームに通知する。

第九章 賞

(賞)

第三〇条 実行委員会は、必要と認めるときは、日本語の部及び英語の部それぞれについて、次の各号に掲げる者又はチームに、当該各号が定める賞を授与する。

- 一 次に掲げる場合に、それぞれア及びイに該当するチーム 総合優勝
 - ア 決勝ラウンドが行われた場合 決勝ラウンドで勝利した登録チーム
 - イ ア以外の場合 合計点数が最も高い登録チーム
 - 二 次に掲げる場合に、それぞれア及びイに該当するチーム 総合準優勝
 - ア 決勝ラウンドが行われた場合 決勝ラウンドで敗北した登録チーム
 - イ ア以外の場合 合計点数が第二位の登録チーム
 - 三 原告書面点数が第一位～三位のチーム 原告書面第一位～第三位
 - 四 被告書面点数が第一位～三位のチーム 被告書面第一位～第三位
 - 五 弁論点数が第一位の者 最優秀弁論者賞
 - 六 原告弁論者のうち弁論点数が第一位～第三位の者 原告口頭弁論第一位～第三位
 - 七 被告弁論者のうち弁論点数が第一位～第三位の者 被告口頭弁論第一位～第三位
- 2 前項に掲げる賞のほか、実行委員会は、本大会の目的の達成に資すると認める場合に、各種賞を設け、その賞に該当する者を発表する。

第一〇章 改正

(改正)

第三一条 本規則の改正は、日本宇宙法学生会議において三分の二以上の賛成をもって発議され、実行委員会の三分の一以上の賛成をもって採択されなければならない。

附属書I：罰則規定

第一条 別表二に掲げる宇宙法模擬裁判日本大会規則の規定に基づき、書面及び口頭弁論その他の事項に関する義務の違反に対する不利益処分は、この附属書の定めるところによる。

第二条 書面及び口頭弁論その他の事項に関する義務の違反に対する不利益処分の内容は、別表一の定めるところによる。

別表一

書面素点の減点等		
第九条	第三項の通知から十日を経過しても、書面（脚注を含めた主張又は Argument including footnotes が欠落しているものを含む。以下、この付属書において同じ。）が提出されないとき	失格
	書面の提出遅延	四点減点に加え、期限後の各日（初日を除く。）につき追加で一点減点
第一〇条 及び第一〇 条の二	書面における以下に掲げる構成要素の欠落又は順序の誤り 一 表紙又は Cover page 二 目次又は Table of Contents 三 参考資料索引又は Table of Authorities 四 請求項目又は Questions Presented 五 事実概要又は Statement of Facts 六 主張概要又は Summary of Arguments 七 法廷への請求又は Submissions to the Court	一つの構成要素の欠如につき一点減点。 順序の誤りが認められた場合一点減点。

	<p>主張本文の字数制限の超過</p>	超過につき一点、さらに 1000 字ごとに一点減点
	<p>書面における以下に掲げる形式の違反 (日本語書面)</p> <p>一 文字のサイズ一二ポイント 二 書体 日本語は MS 明朝、英語は Times New Roman 三 用紙のサイズ A4 版 四 余白 上下左右それぞれ二・五センチメートル以上 五 行間 一行</p> <p>(英語書面)</p> <p>一 文字のサイズ一二ポイント 二 書体 Times New Roman 三 用紙のサイズ A4 版 四 余白 上下左右それぞれ二・五センチメートル以上 五 行間 二行</p>	重大かつ明白な違反で、可読性を著しく損なう場合に、一つの違反につき一点減点

口頭弁論素点の減点等

第一二条 第七項	裁判長の秩序維持に関する命令に従わなかったとき	一回につき五点減点
第一六条	電子機器その他法廷にふさわしくないものの持込み	一回につき二点減点
第一七条 及び 第二一条	第一項及び第二項以外の意思疎通	一回につき一点減点
	自らの所属する大学名又は大学院名が明らかになる行為	一回につき一点減点

その他の義務違反に対する制裁

第八条	情報交換その他協力行為をしたとき（実行委員会がその登録チームを失格させてもなお、公平公正を回復させる必要があると判断した場合に限る。）	失格
-----	---	----

別表二

(罰則)

第二七条 実行委員会は、登録チームが本規則に定める義務に違反したときは、附属書 I に従い、その登録チームの書面素点又は弁論素点からの減点、その他不利益処分を行う。ただし、書面に関する義務違反による減点が五点以上となる場合であっても、書面素点の減点の上限は五点とする。

...

(書面とその提出)

第九条 登録チームは、日本語の部及び英語の部のうち、参加する部それぞれについて、原告・被告双方の書面を作成しなければならない。ただし、日本語の部及び英語の部それぞれの書面の内容が異なることを妨げない。

2 登録チームは、電子メールにより Discord 上で、実行委員会の指定する日時までに、実行委員会の指定するアドレスに宛てて方法で、作成者が特定される要素を含まない Word ファイル (.docx) で、前項の書面をそれぞれ各一部ずつ提出しなければならない。

...

(日本語の部の書面形式)

第一〇条 日本語の部における書面の形式は、以下に掲げる通りとする。

- 一 文字のサイズ一二ポイント
 - 二 書体 日本語は MS 明朝、英語は Times New Roman
 - 三 用紙のサイズ A4 版
 - 四 余白 上下左右それぞれ二・五センチメートル以上
 - 五 行間一行
- 2 書面とその Word ファイル (.docx) には、チームナンバーを除き、個人名、所属の機関その他の作成者が特定される要素を一切記載してはならない。
- 3 書面は、次の各号に掲げる要素から、によってその順序で構成されなければならぬ。ただし、略称の一覧を作成することを妨げない。略称の一覧を作成した場合には、次の第一号と第二号に掲げる要素の間に挿入しなければならない。

- 一 表紙
- 二 目次
- 三 参考資料索引
- 四 請求項目
- 五 事実概要
- 六 主張概要

- 七 脚注を含めた主張
八 法廷への請求
4 次の各号に掲げる要素は、それぞれ当該各号に掲げる方法で記載されなければならぬ。
一 前項第一号及び第八号 附属書IIに定める方法
二 前項第三号 書面に記載されたすべての参考資料及びそれらの参考箇所が特定できる方法
三 前項第五号 問題文に記載のある事実とそれを基にする推論のみを摘示し、根拠のない事実、曲解された事実、法的議論の結論その他事実の概要として不適当な事項を記載しない方法
四 前項第六号 単なる請求の見出しではなく、前項第七号全文の趣旨を要約する方法
五 前項第七号 原告・被告それぞれについて、その字数が Microsoft Word の文字カウント機能に従って二万字「単語」（脚注その他の文字を含む）以内となる方法かつ、一般的に認められている方式で付された脚注が本文における主張や命題の根拠を特定する方法
…

(英語の部の書面形式)

第一〇条の二 英語の部における書面の形式は、以下に掲げる通りとする。

- 一 文字のサイズ一二ポイント
二 書体 Times New Roman
三 用紙のサイズ A4 版
四 余白 上下左右それぞれ二・五センチメートル以上
五 行間 二一行
2 書面とその Word ファイル (.docx) には、チームナンバーを除き、個人名、所属の機関その他の作成者が特定される要素を一切記載してはならない。
3 書面は、次の各号に掲げる要素からによって、その順序で構成されなければならない。ただし、List of Abbreviation を作成することを妨げない。List of Abbreviation を作成した場合は、次の第一号と第二号に掲げる要素の間に挿入しなければならない。
- 一 Cover page
二 Table of Contents
三 Table of Authorities
四 Questions Presented
五 Statement of Facts
六 Summary of Arguments
七 Argument including footnotes
八 Submissions to the Court

- 4 次の各号に掲げる要素は、それぞれ当該各号に掲げる方法で記載されなければならぬ。
- 一 前項第一号及び第八号 附属書 II に定める方法
 - 二 前項第三号 書面に記載されたすべての参考資料及びそれらの参考箇所が特定できる方法
 - 三 前項第五号 問題文に記載のある事実とそれを基にする推論のみを摘示し、根拠のない事実、曲解された事実、法的議論の結論その他事実の概要として不適当な事項を記載しない方法
 - 四 前項第六号 単なる請求の見出しではなく、前項第七号全文の趣旨を要約する方法
 - 五 前項第七号 原告・被告それぞれについて、その字数が Microsoft Word の文字カウント機能に従って 9000 「単語」以内（脚注を含む。）となる方法かつ、一般的に認められる方で付された脚注が本文における主張や命題の根拠を特定する方法
- ...

（口頭弁論における手続）

第一二条 …

- 7 裁判長は、法廷における秩序を維持するため、在廷している者に対し、必要な命令を下すことができる。

（出廷メンバー）

第一六条 …

- 2 出廷メンバーは、原告席・被告席へ一切の電子機器（通信機能を有するか否かを問わない。）その他法廷にふさわしくないものを持ち込んではならない。ただし、実行委員会が特に認めた場合は、この限りでない。

（意思疎通）

第一七条 出廷メンバーは、次の各号に掲げる場合を除き、いかなる者との間でも、意思疎通を現にし、又は意思疎通を図ってはならない。

- 一 裁判官との間で、弁論により意思疎通をとる場合
 - 二 原告席・被告席において、同じチームの他の出廷メンバーとの間で、書面により意思疎通をとる場合
- 2 出廷メンバーは、弁論裁判官、裁判官補佐、廷吏及びタイムキーパーに対し、自らの所属する大学名又は大学院名が明らかになるような行為を控えなければならない。

（意思疎通）

第二一条 出廷メンバーは、次の各号に掲げる場合を除き、いかなる者との間でも、意思疎通を現にし、又は意思疎通を図ってはならない。

- 一 裁判官との間で、弁論により意思疎通をとる場合
- 二 弁論中ではない出廷メンバーとの間で意思疎通をとる場合
- 2 出廷メンバーは、他の出廷メンバーのみと同室することができる。
- 3 出廷メンバーは、弁論裁判官、裁判官補佐、廷吏及びタイムキーパーに対し、自らの所属する大学名又は大学院名が明らかになるような行為を控えなければならない。

(協力行為の禁止)

第八条 前条第一項により登録された参加適格団体の構成員は、書面の作成、弁論の練習その他の本大会に関わる活動をするにあたり、登録された当該参加適格団体の他の構成員又は次条により届け出たコーチ以外の者との間で情報交換その他の一切の協力行為をしてはならない。

...

A (表紙/Cover page)

(Year) Space Law Moot Court Competition Study Round in Japan
English (Japanese) Division

Team No.....

IN THE INTERNATIONAL COURT OF JUSTICE
AT THE
PEACE PALACE, THE HAGUE

Case concerning

(name...)

v.

(name...)

ON SUBMISSION TO THE INTERNATIONAL COURT OF JUSTICE MEMORIAL FOR
THE APPLICANT (RESPONDENT)

(name...)

B (法廷への請求)

法廷への請求

以上の理由から、原告(被告)…は、国際司法裁判所に対し、以下の事項を判決し、宣言することを請求する。

I. ...

II. ...

III. ...

IV. ...

C (Submissions to the Court)

Submissions to the Court

For the foregoing reasons, the Government of ..., Applicant (Respondent) respectfully requests the Court to adjudge and declare that:

I. ...

II. ...

III. ...

IV. ...